

国自整第330号の2
国自基第170号の2
令和3年3月31日

一般社団法人 日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省自動車局
整備課長

安全・環境基準課長
(公印省略)

「不正改造車を排除する運動」の実施方法等について

標記運動の実施については、「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて(令和3年3月31日付け国自整第329号・国自基第169号)によりご協力を依頼したところではありますが、本運動の実施に当たり、下記事項に留意され本運動を推進されるようお願いいたします。

記

1. 自動車整備事業者等に対する指導に際しては、別添1の「不正改造車を排除する運動」実施細目に定める事項に配慮方を願います。
2. 本運動への協力
本運動の趣旨、実施事項等を踏まえ、運輸支局等から依頼があった場合、街頭検査等の実施に協力をお願いします。
3. 各種ツールについて
本年度の運動に使用する各種ツールについては、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会が、各関係団体からの依頼を取りまとめて次のものを作成し、配布することとしているので、地方組織、事業者等においては、これらを活用するよう指導をお願いします。
 - ・ポスター
 - ・チラシ

4. 実施結果の報告について

本運動の強化月間における実施結果については、貴会が実施した以下の事項について、別添4によりとりまとめのうえ、不正改造防止推進協議会事務局(一般社団法人日本自動車整備振興会連合会)に最終強化月間の翌々月の15日までに報告をお願いします。

- ① 会員・事業者に対する指導
- ② 一般への広報
- ③ 独自に実施した事項
- ④ その他

(別添1)

「不正改造車を排除する運動」実施細目

令和3年3月
国土交通省自動車局

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。その際において、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対策の実施や取組の見直しを行うことなどにより、本運動の実施体制を確立するものとする。

I. 国土交通省・内閣府沖縄総合事務局実施事項

1. 不正改造車の排除のための啓発等

(1) 総合的な広報・啓発の実施

- ① 本省で作成するポスターを各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）の窓口など目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口などへ備え置く又は配布する。

また、強化月間においては、次のツールを活用した啓発を積極的に実施する。

- ・マスメディア、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の利用（10～30代の若者世代に関心を持ってもらえるようにする。）（広報用原稿例：別紙1）
- ・啓発ワッペン及びのぼり等の利用
- ・公共施設、競技場等の掲示板の利用
- ・バス車両の前面を利用した横断幕の掲示
- ・本省及び不正改造防止推進協議会（以下「協議会」という。）が作成した地方啓発活動支援ツールの利用

- ② 各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等へポスターの掲示及びチラシの配置について協力を要請する。なお、ポスターの掲示場所にあっては、利用者が目に付きやすい場所を選定してもらうよう、協力要請にあわせて依頼する。

また、各地方運輸局及び各運輸支局等は、地域で行われている暴走族を追放するための各種取組みとの連携を図り、各地方公共団体で発行する広報紙や自治会回覧紙に掲載を依頼するなど、地域に根ざした広報啓発活動に努める。

- ③ 国土交通省及び各地方運輸局のホームページを用いて、本運動の実施計画、不正改造の事例及び犯罪であることをPRする。また、出前講座を行う旨の案内も行う。
- ④ 各運輸支局等は、街頭検査等の機会を利用し、チラシを活用して不正改造の事例及び犯罪であることの周知に努める。

なお、街頭検査を実施した場合は、実施結果について積極的にプレスリリースを

行うように努める。

- ⑤ 協議会及び協議会構成団体の地方組織に対して会議の開催等により、本運動の目的並びに実施要領及び実施事項の周知・徹底を図る。また、関係事業者に対して、本運動の趣旨に基づき適切な指導を行う。
- ⑥ 各地方運輸局及び各運輸支局等は、協議会に属さない砕石、砂利、生コンクリート関係の事業者及び各種食品や木材等の輸送等に係る事業者に対し、不正改造車の使用排除の協力要請を行う。
また、架装事業者等に対して、不正改造に加担することのないよう協力要請、指導の強化を図る。
- ⑦ 各地方運輸局及び各運輸支局等は、過積載防止対策連絡会議等を通じ、関係機関の協力を得て不正改造車の排除の徹底を図る他、地方公共団体等に対し、公共工事等を発注する際に、工事請負業者へ不正改造車を使用しないことを徹底するよう協力要請する。
- ⑧ 本省は、協議会の協力を得ながら、インターネット上のオンラインストアやネットオークションサイト等の運営業者に対して、基準不適合及び不正改造を助長する自動車部品・用品が流通することのないよう啓発活動を実施する。

(2) アンケート調査の実施

各地方運輸局又は各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、イベントや出前講座等のあらゆる機会を捉え、自動車使用者・点検整備関係者（整備管理者、整備事業者、養成施設関係者等）を対象に、不正改造に対する認識についてアンケート調査を実施する。（アンケート調査実施要領は別紙2参照）

(3) 出前講座等の実施

- ① 各地方運輸局又は各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修、運行管理者の一般講習及び事業場管理責任者研修等の機会を利用し、本運動の目的や取組内容等について理解浸透を図り、適正な事業経営や車両管理に努めてもらう。

なお、各地方運輸局又は各運輸支局等は、自家用自動車の整備管理者に対し、全国自家用自動車協会及び全国レンタカー協会が行う研修等への参加を促すよう努める。

- ② 各地方運輸局又は各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、不正改造の具体的な事例や不正改造による検挙事例等を交えながら不正改造に対する認識の浸透を図るよう努める。

また、自動車教習所や運転免許センターに対しては、ポスターの掲示等の協力要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ「不正改造はやってはならない・犯罪となる」ことを、受講生に対し特に強力に指導してほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

(1) 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口の設置・情報収集の充実

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等に、不正改造車及び迷惑黒煙車に関する情報を受け取る「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」を設置し、インターネット上からも

関係ウェブサイトからのリンクを貼る等により、不正改造車及び迷惑黒煙車（以下「不正改造車等」という。）に関する情報収集に努める。

さらに、強化月間においては、広報活動等により積極的に情報を寄せてもらうよう地域社会へ広く呼びかける。

- ② 不正改造車等を排除するために別紙3-1及び3-2の情報提供連絡書をホームページに掲載するなど、必要な情報をわかりやすくし、情報提供車両の追跡率向上に努める。
- ③ 各地方運輸局又は各運輸支局等は、街頭検査時、マスメディア、ウェブサイト、SNSや協議会構成団体の地方組織からなどあらゆる機会をとらえ、不正改造車等に関する詳細な情報収集に努める。

(2) 不正改造車等情報の有効活用

各地方運輸局又は各運輸支局等は、上記(1)で得られた情報を有効に活用し、街頭検査、不正改造施工業者の立入検査及び改造車イベント等啓発活動の実施を企画する。

さらに、必要に応じて警察へ当該情報を提供し、不正改造車等の排除のための連携・協力体制の強化を図るよう努める。

3. 不正改造車等の排除のための取締り等

(1) 街頭検査・指導の実施

各地方運輸局及び各運輸支局等は、警察等関係機関の協力を得ながら、改造車が集結するイベントや場所、迷惑黒煙車情報の多い道路等での効果的な街頭検査を実施し、実施要領に示す不正改造排除項目の排除を主眼とした検査・指導を行う。なお、実施にあたり、以下の事項に留意して実施し、他に留意すべき事項が別途指示されている場合は、その指示によって実施する。

特に、強化月間においては、重点排除項目に重点を置き、悪質な不正改造車を公道から排除する。

- ・ 特に、基準不適合マフラーの排除を目的とした二輪車及び原動機付自転車を対象とする街頭検査を積極的に実施するよう努める。

なお、原動機付自転車の検査実施の結果、保安基準に不適合な箇所が確認された場合には、その使用者に警告書を交付するとともに、改修結果の報告を求める。（警告書の様式は別紙4参照）

- ・ マフラーを交換している自動車（測定の際、安全性の確保が困難な自動車を除く。）に対しては、近接排気騒音の測定を行うとともに、加速走行騒音規制対象車両については、基準適合マフラーであることを可能な限り確認し、マフラー性能等確認済表示等により適合性の確認が出来ない場合には、注意喚起文を交付する等、適切な指導を行う。（注意喚起文の様式は別紙5参照。なお、平成28年騒音規制以降の自動車であって、マフラー性能等確認済表示がないなど、基準不適合マフラーであることが明らかなものについては、整備命令書を交付する。）

また、「車両下部画像確認システム」が配備されている独立行政法人自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）事務所と連携し、積極的に当該機器を活用して触媒の取外しや基準不適合マフラー等の不正改造排除を行う。

- ・ 「大型マルチテスタ」が配備されている自動車機構事務所と連携し、警察へ当

該機器を用いた速度抑制装置の不正改造排除について協力要請を行うとともに、積極的に当該機器を活用した速度抑制装置の機能確認を実施する。

- ・ 特種用途自動車の検査にあつては、構造要件を確認し、当該自動車に必要な特種な設備の取外し等が見受けられる場合等、自動車検査証の記載事項に変更があることが確認された時には、警告書を交付する等適切な指導を行う。（特種用途自動車を対象の警告書様式は別紙6-1、それ以外の自動車を対象の警告書様式は6-2参照）
- ・ 迷惑黒煙車排除のための街頭検査の実施にあつては、協議会構成団体の地方組織からの要請も考慮する。

(2) 構内検査・指導の実施

各運輸支局等は、申請や変更登録等のために各運輸支局等へ来所した車両について構内での検査を行い、不正改造を行っていた場合には整備命令書を交付する。

(3) 不正改造施工業者等に対する報告徴収及び立入検査

各地方運輸局及び各運輸支局等は、不正改造車等情報を有効に活用し、不正改造施工業者に対する報告徴収及び立入検査権限により、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。

また、強化月間においては、認証・指定整備工場、運送事業者、自動車部品・用品販売業者を対象に、立入検査等を積極的に実施し、適切な指導等を行う。

(4) 改造車イベントに対する調査・指導

各地方運輸局及び各運輸支局等は、不正改造車等情報を有効に活用して、自動車機構と連携し、改造車イベント等に対する調査・指導を行う。

なお、イベント来場車両に対する街頭検査を実施して、不正改造車等排除の効果向上を図るよう努める。

(5) 不正改造車等情報の提供があつた自動車使用者に対する指導

各運輸支局等は、不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口寄せられた情報等を基に不正改造車の情報提供があつた自動車使用者に対してハガキを送付し、不正改造の事実があれば不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。

また、迷惑黒煙車に関して情報提供があつた自動車使用者に対しては、ハガキを送付することにより自主点検の指導を行う。（ハガキの様式は別紙7参照。なお、迷惑黒煙車に関して通報があつた自動車使用者に送付するハガキは、ディーゼルクリーンキャンペーンで用いた様式でも差し支えない。）

4. 地方独自の実施事項等

- ① 各地方運輸局又は各運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運務所を含む。以下同じ。）は、協議会構成団体の地方組織と協議して、地域の実情や要請を考慮した地域独自の強化月間及び不正改造排除項目並びに実施事項等を企画する。
- ② 本省は、関東運輸局又は東京運輸支局が設定した強化月間（以下「東京地域強化月間」という。）に合わせて各種取組を実施するとともに、協議会、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、自動車機構本部及び軽自動車検査協会本部に東京地域強化月間の時期について周知する。

Ⅱ. 自動車機構実施事項

本運動に協力するため、以下の事項を実施する。

1. 不正改造車の排除のための啓発等

(1) 庁舎・検査場へのポスター掲示により、不正改造防止についての周知を図る。

また、強化月間においては、自動車使用者等に対するチラシの配布、啓発ワッペンの着用及びのぼり等の設置による啓発を実施する。

(2) 国土交通省と連携し、改造車両の展示イベント等において、来訪者である自動車ユーザーが公道走行することができない改造車両であることを正しく認識してもらうよう、イベント主催者等に対しての啓発活動を実施する。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

(1) 自動車機構ホームページにおいて、国の情報提供窓口を案内し、情報収集に協力する。

(2) 地方検査部・事務所は、不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、各運輸支局等に情報を提供する。

また、新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに、各運輸支局等に当該車両の情報を提供する。

3. 不正改造車の排除のための取締等

地方検査部・事務所は、各運輸支局等と連携して、街頭検査及び構内検査を実施する。

特に、「車両下部画像確認システム」や「大型マルチテスタ」が配備されている地方検査部・事務所は、これらの機器を積極的に活用して、不正改造車の排除に協力する。

また、各運輸支局等から不正改造施工業者等への立入検査に際して協力要請があった場合は、これに協力する。

4. 地方独自の実施事項等

地方検査部・事務所は、各地方運輸局又は各運輸支局が企画した強化月間及び実施事項に協力して取り組む。

なお、本部においては、東京地域強化月間に合わせて各種取組の実施に協力する。

Ⅲ. 軽自動車検査協会実施事項

本運動に協力するため、以下の事項を実施する。

1. 不正改造車の排除のための啓発等

事務棟・検査棟へポスターの掲示により、不正改造防止について周知を図る。

また、強化月間においては、自動車使用者等に対するチラシの配布、啓発ワッペンの着用及びのぼり等の設置による啓発を実施する。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

(1) 軽自動車検査協会ホームページにおいて、国の情報提供窓口を案内し、情報収集に協力する。

(2) 地方主管事務所、事務所等は、不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、各運輸支局等に情報を提供する。

また、新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに、各運輸支局等に当該車両の新規検査時の車両画像を含めた情報を提供する。

3. 不正改造車の排除のための取締り等

地方主管事務所・事務所等は、各運輸支局等が実施する街頭検査に協力する。

4. 地方独自の実施事項等

地方主管事務所・事務所等は、各地方運輸局又は各運輸支局が設定した強化月間及び実施事項に協力して取り組む。

なお、本部においては、東京地域強化月間に合わせて各種取組の実施に協力する。

IV. 協議会構成団体実施事項

本運動に協力するため、以下の事項を実施する。

1. 協議会構成団体共通

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

① 事務所等へのポスターの掲示等により、不正改造防止について周知を図る。また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。

また、協議会構成団体の地方組織は、強化月間においては、マスメディア、SNSを利用して10～30代の若者世代に関心を持ってもらえるような広報を積極的に実施し、事務所・店舗来訪者に対し、チラシを配布することにより、不正改造への認識浸透を図る。なお、協議会各構成団体のホームページを活用する際は、会員外にも閲覧できるよう配慮する。

② 協議会は、国土交通省と連携し、SNSやデジタル広告に活用できる広報ツールの製作に努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

① 本運動の目的、実施事項、不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口の設置等について、会報、ホームページ等に掲載するなど会員・事業者等への周知、浸透を図る。

② 不正改造車等に関する情報等（ウェブサイト上の不正改造を助長する用品・部品の流通、不正改造施工業者の情報を含む。以下同じ。）の受付体制を充実するとともに傘下会員・事業者等に情報等を提供するよう呼びかける。また、情報等を入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等への情報等の提供を行うよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

協議会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から協力要請があった場合は、街頭検査等の実施に協力する。

(4) 傘下会員・事業者への指導等

本運動推進のための会議等を開催し、傘下会員・事業者に対して本運動の目的、実施事項について指導する。

また、強化月間においては、傘下会員・事業者に対し、本運動への積極的な参加を呼びかける。

(5) 地方独自の実施事項等

協議会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局が策定する強化月間及び実施事項の企画並びにその取組の実施に協力する。

なお、協議会構成団体（地方組織を除く。）は、東京地域強化月間に合わせて各種取組の実施に協力する。

(6) その他

特に、強化月間においては、以下「2.」に示す実施事項が適切に実施されるように配慮し、傘下会員・事業者を指導する。

2. 各事業者別実施事項

●認証・指定整備事業者《（一社）日本自動車整備振興会連合会〔日整連〕等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

① 事業者は、日整連で作成された「不正改造車排除宣言工場看板」、「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、やってはならない・犯罪となること」を理解してもらうよう努める。

② 車検取得後に不正に二次架装をされた車両が入庫した場合には、復元、記載変更の手続き又は構造変更の手続きが必要であること及び手続きについて車両を購入した販売店又は車両を架装した架装メーカーに相談すべきことを自動車使用者に対して周知する。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導等

整備主任者、自動車検査員等に対して、「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、不正改造の防止に係る指導を実施し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼を受けないよう徹底を図る。

2) 適正な整備・改造の推進

担当責任者等を定めて、「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化を図る。

3) 自主点検の実施

事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両の状況（不正改造の有無）、不正改造防止についての事業場内の管理体制及び不正改造車等への対応と措置について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙8「自主点検票」）

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業場管理責任者等従業員を監督する地位を有する

者の中から選任すること。

●車体・電装・タイヤ整備事業者《日本自動車車体整備協同組合連合会〔日車協連〕、全国自動車電装品整備商工組合連合会〔電整連〕、全国タイヤ商工協同組合連合会〔全タ協連〕、（一社）日本自動車タイヤ協会〔JATMA〕等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、やってはならない・犯罪となること」を理解してもらうよう努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導等

従業員に対し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼を受けないよう徹底を図る。

2) 適正な整備・改造の推進

担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化を図る。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両の状況（不正改造の有無）、不正改造防止についての事業所内の管理体制及び不正改造車等への対応と措置について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙8「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●自動車販売事業者《（一社）日本自動車販売協会連合会〔自販連〕、日本自動車輸入組合〔輸入組合〕、（一社）日本中古自動車販売協会連合会〔中販連〕、（一社）全国軽自動車協会連合会〔全軽自協〕等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

① 車両の販売時に、購入者に対して不正改造の防止について周知する。

② 保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、やってはならない・犯罪となること」を理解してもらうよう努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導等

従業員に対し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備

の依頼を受けないよう徹底を図る。

2) 適正な車両販売等の推進

- ① 担当責任者等を定めて、適正な車両の販売及び登録後の二次架装防止等の徹底を図る。
- ② 各事業者は、販売部門と整備部門との連携を密にする等、社内体制を強化し、適正な車両を販売するよう徹底する。
- ③ 不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。

3) 車両の陸送の適正化

販売車両等の陸送にあたっては、日本陸送協会と連携し、適正な車両運搬車を使用するよう徹底する。

4) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、車両販売体制及び販売車両等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙8「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●車体架装事業者《（一社）日本自動車車体工業会〔車工会〕等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような架装の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、やってはならない・犯罪となること」を理解してもらうよう努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導等

従業員に対し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような架装の依頼を受けないよう徹底を図る。

2) 適正な架装の受注等の推進

- ① 担当責任者等を定めて、架装の受注、架装の実施及び納車時の確認等の適正化に努めることで、不正改造防止の徹底を図る。
- ② 不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、架装の実施体制及び管理体制等について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙8「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●貨物自動車運送事業者・陸送事業者・ダンプカー使用者及び関係団体《（公社）全日本トラック

協会〔全ト協〕、（一社）日本陸送協会〔陸送協会〕、（一社）全国自家用自動車協会〔自家用協会〕等〕》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

- ① 運送事業者団体においては、荷主団体等に対し、不正改造車等（特に速度抑制装置（スピードリミッター）及び過積載を誘発する改造（さし枠の取付けなど）に係るもの。）を使用する運送事業者を利用することのないよう要請する。
- ② 自家用協会においては、自家用自動車を選任している整備管理者に対して、整備管理者講習の受講等により不正改造防止を含めた整備管理業務が適切に遂行されるよう各運輸支局と連携して周知に努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図り、法令遵守のための指導を行う。

2) 適正な車両の運行の徹底

運送事業者等においては、不正改造及び不正二次架装の防止に努める等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を実施する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。

（参考：別紙8「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●自動車部品・用品販売事業者《（一社）日本自動車部品工業会〔部工会〕、（一社）自動車用品小売業協会〔小売業協会〕、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会〔JASMA〕、（一社）日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会〔NAPAC〕、全国ディーゼルポンプ振興会連合会〔DP連〕、（一社）全国二輪車用品連合会〔JMCA〕等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

- ① 自動車部品・用品等の販売時等において、購入者に対して、「不正改造となり、やってはならない・犯罪となること」を理解してもらい、不正改造の認識浸透を図る。
- ② どのような部品・用品等の取付け・取外し等が不正改造となるかを購入者に理解してもらえるよう、販売時等の説明に努める。
- ③ 自動車部品・用品の適切な取付け方法等について相談窓口を設ける等自動車使用者の適切な部品・用品等の取付けに対する認識を高めるよう努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

特に、ウェブサイト上の不正改造を助長する用品・部品の流通情報の収集・提供活動に努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

従業員に対し、購入者に部品・用品の適正な使用の説明を行うことの徹底を図る。

2) 適正な部品販売の推進（基準不適合となる自動車部品・用品の取扱いの禁止）

事業所において、基準不適合となる自動車部品・用品を取り扱うことのないよう社内管理を徹底し、積極的に適正な部品販売の推進を図る。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、自動車部品・用品等の取付け施工体制及び管理体制等について、定期的な自主点検の実施に努める。

（参考：別紙8「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

4) その他

DP 連においては、迷惑黒煙車排除のための街頭検査等の実施企画について、各地方運輸局又は各運輸支局等に提案する。

●石油販売事業者《全国石油商業組合連合会〔全石商〕等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

（特になし）

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図るための指導を行う。

2) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙8「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●旅客自動車運送事業者《（公社）日本バス協会〔日バス協〕、（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会〔全タク連〕》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

バス車両の前面に横断幕を掲示することにより、不正改造車排除運動の周知に努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図り、法令遵守のための指導を行う。

2) 適正な車両の運行の徹底

運送事業者等においては、不正改造及び不正二次架装の防止に努める等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を実施する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。

3) 自主点検の実施

営業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む営業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。(参考:別紙8「自主点検票」)なお、運動実施責任者は、整備管理者又は営業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 学生に対する啓発等

学生に対して、各運輸支局等が行う出前講座へ積極的に参加するよう呼びかけを行う。

2) 出前講座実施の要請

各地方運輸局又は各運輸支局等に対して出前講座実施の要請を積極に行い、年間を通じた実施時期の調整を行う。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供するよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 教職員・事務員・学生(以下「教職員等」という。)に対する指導

教職員等に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図るための指導を行う。

2) 自主点検の実施

学校ごとに運動実施責任者を選任し、教職員等の車両を含む学校内の車両について、定期的な自主点検の実施に努めること。(参考:別紙8「自主点検票」)なお、運動実施責任者は、学校内の規律・秩序を管理・監督する地位の者の中から選任すること。

●他の関連事業者《その他協議会団体》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

(特になし)

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等に情報を提供するよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図るための指導を行う。

2) 適正な車両の運行の徹底

不正改造及び不正二次架装の防止に努める等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を実施する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努めること。（参考：別紙8「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

広報用の原稿について

広報媒体の別、広報対象の別に合わせ、次に原稿例を参考に適宜修正の上、広報依頼を行うこと。

1. 関係者向けの機関紙等に掲載する場合の原稿（例）

やっではダメ！くるまの不正改造 ●月は「不正改造車排除強化月間」
（あかん！くるまの不正改造！）

我が国の自動車保有台数は、令和2年10月末現在で8,236万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっていますが、昨年の交通事故による死者数は2,839人、負傷者数は約37万人と減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いています。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められています。

特に、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、誤認を招く灯火の色の変更、土砂等を運搬するダンプのリアバンパの切断・取外し、騒音の増大を招く基準不適合マフラーの装着又は大型車の速度抑制装置（スピードリミッター）の解除又は不正な改変等の不正改造を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が喫緊の課題となっています。

国土交通省では、このような状況を改善し、車両の安全確保及び環境保全を図ることにより、国民の安全、安心を確実に確保していくため、令和3年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし、●●運輸支局（運輸局）では●月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととします。

皆様も是非、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

不正改造車・迷惑黒煙車に関する情報提供は、下記までお寄せ下さい。

「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

（国土交通省〇〇運輸局 自動車技術安全部整備（・保安）課）

2. 一般の自動車利用者向けに新聞、雑誌等に掲載し、不正改造が違法行為であることを中心に訴える場合の原稿（例）

不正改造は犯罪！まわりのみんなが迷惑！

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売されています。

しかしながら、①灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け、②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け、③タイヤ、ホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し、④基準外ウイング(エア・スポイラ)の取り付け、⑤マフラーの切断・取外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたり、罰金等の対象となることとなります。

国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、●●運輸支局(運輸局)では、●月を強化月間として重点的な取組を行っております。

皆様も是非、この機会に不正改造についての認識を深めていただき、不正改造は絶対に行わないようにしましょう。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、下記まで情報をお寄せ下さい。

「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(国土交通省〇〇運輸局 自動車技術安全部整備(・保安)課)

3. 一般の自動車使用者向けに新聞、雑誌等に掲載し、どのような改造が不正改造となるのかを中心に訴えかける場合の原稿(例)

不正改造は犯罪！ちょっとしたアレンジが不正改造に！

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売されており、手軽に取付け等ができる状況にあります。

しかしながら、①灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け、②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け、③タイヤ、ホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し、④基準外ウイング(エア・スポイラ)の取り付け、⑤基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これらについては、それぞれ①周囲の交通に誤認を与える、②運転者の視界を妨げ状況確認が困難となる、③歩行者に危険を及ぼすとともに車体やブレーキ機構への干渉により故障・事故の原因となる、④他の交通の妨げとなる、⑤周囲に騒音をまき散らし平穏な生活の破壊につながるため、禁止されております。

国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に

展開しており、●●運輸支局(運輸局)では●月を強化月間として重点的な取組を行っております。

皆様も是非、この機会にどのような改造が不正改造になるのかについて理解を深めていただき、不正改造とならないよう注意しましょう。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、下記まで情報をお寄せ下さい。

「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」 ○○○－○○○○－○○○○

(国土交通省○○運輸局 自動車技術安全部整備(・保安)課)

4. 自動車運送事業者(主に貨物車)の運転者向けに新聞、雑誌等に掲載し、不正改造が違法行為であることを中心に訴える場合の原稿(例)

不正改造は犯罪！まわりのみんなが迷惑！

我が国の自動車保有台数は、令和2年10月末現在で8,236万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない輸送、移動の手段となっている一方、交通事故の発生状況は依然として厳しく、また、交通量の多い地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっています。

特に、前方の視界を遮る前面ガラス等への装飾板の装着、土砂等を運搬するダンプのリアバンパの切断・取外し等を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。また大型車の速度抑制装置(スピードリミッター)の解除又は不正な改変等の不正改造が社会的な問題となっており、生活の安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっています。

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたり、罰金等の対象となることとなります。

国土交通省では、不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、令和3年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし、●●運輸支局(運輸局)では●月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととしています。

皆様も是非、この機会に不正改造についての認識を深めていただき、不正改造は絶対に行わないようにしましょう。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、下記まで情報をお寄せ下さい。

「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」 ○○○－○○○○－○○○○

(国土交通省○○運輸局 自動車技術安全部整備(・保安)課)

令和3年度不正改造車を排除する運動 アンケート調査実施要領

不正改造車を排除する運動では、不正改造に対する意識等についてアンケート調査を実施し、その結果を分析して本運動の内容の見直し等に活用しております。

年々、不正改造車の排除に対する社会的機運が高まっており、更なる本運動の効果向上を図るために、今年度も、下記によりアンケート調査を実施しますので、ご協力方よろしくお願いたします。

記

1. アンケート調査の実施方法

① 調査期間

各地方独自強化月間中としますが、年間を通じて取り組んでも構いません。

② 調査対象

一般の自動車ユーザー及び点検整備関係者

③ 調査方法

- * 別添1のアンケート調査票(問1、問2の文頭等について、アンケート調査対象者に応じて修正をお願いします。)を必要部数印刷し、調査対象者に配布し、その後回収することで調査を実施します。なお、過去の調査票は調査内容が変わっているので使用しないように注意して下さい。
- * 可能な限り、調査時に啓発活動も併せて実施するよう努めて下さい。
- * これまでと同様、支局の窓口並びに出前講座や各種研修、講習会及び自動車学校等においてアンケート調査を実施願います。
- * 回収した調査票は、適宜、運輸局又は運輸支局等で取りまとめて頂き、2. に従って報告をお願いします。

④ 集計等

アンケート調査結果の集計・分析については、各運輸局、運輸支局等のご報告を元に、国土交通省自動車局整備課にて行います。

2. アンケート調査結果の報告

アンケート調査結果の報告は、調査済みのアンケート用紙に以下の事項を記載した送付票(別添2)を添付して、①の送付先に②の期限までに送付をお願いします。

なお、集計の関係上、調査票は実施日及び実施会場ごとにまとめた上で送付願います。

- * 管轄運輸局名及び調査実施地名(県名)
- * 調査実施日
- * 調査実施イベント等名称
- * 調査実施会場名
- * 調査対象の属性(一般又は関係者の別)
 - ・ 一般: 下記関係者以外の一般ユーザー
 - ・ 関係者: 整備事業者、整備士、整備管理者、養成施設関係者その他の点検整備に係る者(自動車整備専門学校等の場合には学校名を記載)

① 送付先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館8階)
国土交通省自動車局整備課 整備係あて

② 送付期限

地方独自強化月間の翌々月末まで(強化月間以外で実施したものは令和4年4月末)

※ 入力を順次行うため、期限を待たず、取りまとめ次第送付して下さい。

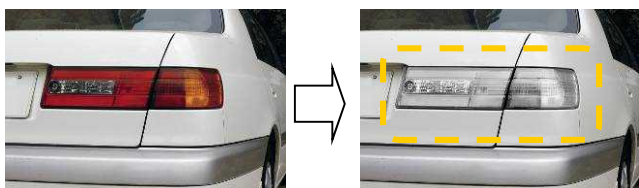
不正改造車排除に関するアンケートのお願い

問1. 本講座を受ける前に、不正改造に対する認識をどこまでご存じでしたか。【○印は1つ】

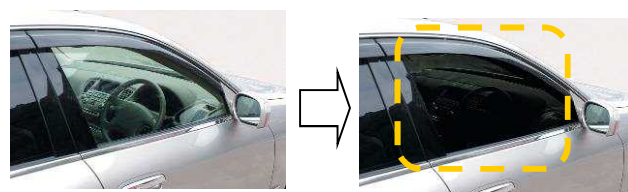
1. 罰則があることまで知っていた 2. 犯罪行為であることは知っていた
3. やってはいけないことは知っていた 4. 何も知らなかった

問2. 本講座を受ける前から、次のような行為は不正改造であることを知っていましたか。知っていたものに○をつけてください。【○印はいくつでも】

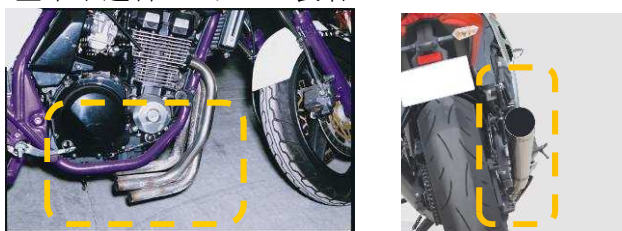
1. 灯火類の灯光(※)の色を変更
※灯火が点灯している時の光の色



2. 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム貼付け(貼付状態で可視光線透過率 70%未満)



3. 消音器(マフラー)の切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着



4. タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し



5. 前面ガラス等への装飾板の装着



6. 基準外のウイングの取付け



問3. 不正改造車で危険・迷惑を感じたことはありますか。【○印は1つ】

1. よくある 2. たまにある 3. ない

→ 問3-1. そのような不正改造車に対して、どのような行動をとりましたか。【○印はいくつでも】

1. 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口にご相談した 2. 警察にご相談した

3. 何もしなかった

4. その他(具体的に:)

→ 問3-2. 「何もしなかった」理由についてお聞かせ下さい。【○印は1つ】

1. どこに相談すればよいかわからなかった 2. 相談等の必要性を感じなかった

3. 報復等が心配だった

4. その他(具体的に:)

★ 裏面にもご回答をお願いいたします。

問4. 本講義に参加して、不正改造はやってはならないと感じましたか。

1. 感じた(理由:)

2. 感じなかった(理由:)

問5. 本講座を受ける前から『不正改造車を排除する運動』をご存じでしたか。【○印は1つ】

- 1. 知っていた
- 2. 聞いたことはある
- 3. 知らなかった

→ 問5-1. 『不正改造車を排除する運動』を知ったきっかけは。【○印はいくつでも】

- 1. ポスター
- 2. チラシ
- 3. テレビ(放送局:)
- 4. ラジオ(放送局:)
- 5. 新聞 (新聞名:)
- 6. 雑誌 (雑誌名:)
- 7. インターネット (サイト名:)
- 8. その他 (具体的に:)

問6. 『不正改造車を排除する運動』に対するご意見をお聞かせください。【任意】

()

問7. 不正改造車を減らすためにはどのような対策が必要と考えますか。【○印はいくつでも】

- 1. 取り締まりを強化する
- 2. 罰則を厳しくする
- 3. ポスターやチラシを用いて啓発する
- 4. SNSやYoutube を用いて啓発する
- 5. イベント・出前講座を積極的に開催する
- 6. その他(具体的に:)

問8. 最後にあなたご自身のことについて、少しお聞かせ下さい。

- F1. 性別 1. 男性 2. 女性
- F2. 年齢 1. 19歳以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代以上
- F3. 所有自動車 1. 乗用自動車(3・5ナンバー) 2. 貨物・特種自動車(1・4・8ナンバー)
【複数選択可】 3. 二輪自動車 4. 所有無
- F4. 本講座受講 1. はじめて参加 2. 2回目 3. 3回目 4. 4回目以上

★★★ご協力ありがとうございました。★★★

不正改造車を排除する運動

このような不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容、黒煙等の情報をお寄せ下さい。



北海道運輸局 011-290-2752	中部運輸局(不正改造) 052-952-8042	四国運輸局 087-802-6783
東北運輸局 022-791-7534	中部運輸局(黒煙) 052-952-8044	九州運輸局 092-472-2537
北陸信越運輸局 025-285-9155	近畿運輸局 06-6949-6453	沖縄総合事務局 098-866-1837
関東運輸局 045-211-7254	中国運輸局 082-228-9142	



<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/> 携帯、スマートフォンの方はコチラから→

_____ 運輸支局 整備担当部門 あて

不正改造車の情報提供連絡書

下記自動車について、不正改造車を確認したので、情報提供します。

記

1 確認日時	年	月	日	午前・午後	時頃
2 確認場所					
3 登録番号又は車両番号 (ナンバー)					
4 車両の特徴 (該当する車両に○印をし、その他の場合は具体的に記載してください)	<input type="checkbox"/> 乗用車 (セダン、ワゴン等) <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> トラック (ダンプ以外) <input type="checkbox"/> ダンプ <input type="checkbox"/> バイク ※原付 (125cc以下) 以外 <input type="checkbox"/> その他 () ※小型特殊・軽車両以外				
5 不正改造の内容					
6 情報提供された方の					
①お名前					
②ご住所					
③ご連絡先					

- 【留意事項】
- ①基本的に、上記通報内容のすべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は、情報を受け付けることはできません。
 - ②情報提供者のお名前、住所、電話番号、連絡先の個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。
 - ③情報提供先は、登録番号 (ナンバー) の管轄する運輸支局へお願いします (不正改造車情報提供連絡先一覧表を参考にしてください)。
 - ④頂いた情報に関し、情報提供者の方への連絡及び個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

【不正改造車情報提供連絡先一覧表】

※ 不正改造車を確認した場合の情報提供先は、登録番号（ナンバー）の管轄する運輸支局へお願いします。

運 輸 局	運輸支局等担当	不正改造車情報提供窓口 電 話 番 号	情報提供 F A X 送 信 先
北海道運輸局	札幌運輸支局 整備担当部門	011-731-7168	011-712-2406
	函館運輸支局 整備担当部門	0138-49-8864	0138-49-1042
	室蘭運輸支局 整備担当部門	0143-44-3013	0143-44-4019
	帯広運輸支局 整備担当部門	0155-33-3282	0155-36-2669
	釧路運輸支局 整備担当部門	0154-51-2523	0154-51-6523
	北見運輸支局 整備担当部門	0157-24-7633	0157-61-8248
	旭川運輸支局 整備担当部門	0166-51-5363	0166-51-5273
東北運輸局	宮城運輸支局 整備担当部門	022-235-2517 (ダイヤルイン2)	022-231-5377
	福島運輸支局 整備担当部門	024-546-0345 (ダイヤルイン2)	024-546-3756
	岩手運輸支局 整備担当部門	019-637-2912	019-639-1033
	青森運輸支局 整備担当部門	017-715-3320	017-724-0003
	山形運輸支局 整備担当部門	023-686-4711 (ダイヤルイン2)	023-686-4601
	秋田運輸支局 整備担当部門	018-863-5811 (ダイヤルイン2)	018-864-0250
関東運輸局	東京運輸支局 整備担当部門	03-3458-9231 (ダイヤルイン4)	03-3458-9783
	神奈川運輸支局 整備担当部門	045-939-6800 (ダイヤルイン4)	045-939-3006
	埼玉運輸支局 整備担当部門	048-624-1835 (ダイヤルイン2)	048-783-4190
	群馬運輸支局 整備担当部門	027-263-4440 (ダイヤルイン4)	027-261-0032
	千葉運輸支局 整備担当部門	043-242-7336 (ダイヤルイン3)	043-244-0760
	茨城運輸支局 整備担当部門	029-247-5348 (ダイヤルイン3)	029-248-4773
	栃木運輸支局 整備担当部門	028-658-6123	028-659-2416
	山梨運輸支局 整備担当部門	055-261-0882	055-263-1418
	北陸信越運輸局	新潟運輸支局 整備担当部門	025-285-3125
長野運輸支局 整備担当部門		026-243-5525	026-259-4508
富山運輸支局 整備担当部門		076-423-0892	076-423-5509
石川運輸支局 整備担当部門		076-208-6000	076-208-6002
中部運輸局	愛知運輸支局 整備担当部門	052-351-5314	052-351-5318
	三重運輸支局 整備担当部門	059-234-8412	059-238-1302
	静岡運輸支局 整備担当部門	054-261-7622	054-262-4345
	岐阜運輸支局 整備担当部門	058-279-3715	058-270-1065
	福井運輸支局 整備担当部門	0776-34-1603	0776-34-2221
近畿運輸局	大阪運輸支局 整備担当部門	072-822-4374	072-822-3450
	京都運輸支局 整備担当部門	075-681-9764	075-681-1850
	奈良運輸支局 整備担当部門	0743-59-2153	0743-23-0020
	滋賀運輸支局 整備担当部門	077-585-7252	077-500-8085
	和歌山運輸支局 整備担当部門	073-422-2153	073-435-2099
神戸運輸監理部	兵庫陸運部 整備担当部門	078-453-1103	078-431-8761
中国運輸局	広島運輸支局 整備担当部門	082-233-9169	082-233-7752
	鳥取運輸支局 整備担当部門	0857-22-4110	0857-22-4115
	島根運輸支局 整備担当部門	0852-37-2138	0852-37-1340
	岡山運輸支局 整備担当部門	086-286-8155	086-286-8168
	山口運輸支局 整備担当部門	083-922-5398	083-928-9601
四国運輸局	香川運輸支局 整備担当部門	087-882-1355	087-882-4041
	徳島運輸支局 整備担当部門	088-641-4813	088-641-4820
	愛媛運輸支局 整備担当部門	089-956-1561	089-969-0556
	高知運輸支局 整備担当部門	088-866-7313	088-866-7315
九州運輸局	福岡運輸支局 整備担当部門	092-673-1196	092-673-1197
	大分運輸支局 整備担当部門	097-558-2577	097-558-2076
	長崎運輸支局 整備担当部門	095-839-4749	095-839-4804
	佐賀運輸支局 整備担当部門	0952-30-7274	0952-30-7279
	熊本運輸支局 整備担当部門	096-369-3130	096-369-3301
	宮崎運輸支局 整備担当部門	0985-51-3958	0985-51-3826
沖縄総合事務局	鹿児島運輸支局 整備担当部門	099-261-9194	099-261-9251
	陸運事務所 整備担当部門	098-875-0300	098-876-7233

運輸支局 整備担当部門 あて

迷惑黒煙車の情報提供連絡書

著しく黒い黒煙を排出していた自動車を発見したので、情報提供します。

記

1 確認日時	年	月	日	午前・午後	時頃
2 確認場所					
3 確認時の走行状況 (該当するものに○印をし、その他の場合は具体的に記載してください)	①発進時、②加速時、③登坂時、④一般走行時、⑤アイドリング時 (③、④の場合、その走行スピード約 km/h)				
4 登録番号 (ナンバー)					
5 車両の特徴 (該当する車両に○印をし、その他の場合は具体的に記載してください)	<input type="checkbox"/> 乗用車 (セダン、ワゴン等)	<input type="checkbox"/> 幌付きトラック			
	<input type="checkbox"/> バス	<input type="checkbox"/> コンクリートミキサー車			
	<input type="checkbox"/> トラック	<input type="checkbox"/> クレーン付きトラック			
	<input type="checkbox"/> バン (荷箱付きトラック)	<input type="checkbox"/> トラクタ (けん引車)			
	<input type="checkbox"/> ダンプ	<input type="checkbox"/> 塵芥車 (ゴミ収集車)			
	<input type="checkbox"/> ミニバン貨物車 (ライトバン・ワンボックスバン等)	<input type="checkbox"/> その他: _____			
6 その他	車体に表示してある会社名等				
	ダンプ番号				
	その他表示等				
7 情報提供された方の					
①お名前					
②ご住所					
③ご連絡先					

- 【留意事項】 ①基本的に、上記通報内容のすべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は、**情報を受け付けることはできません。**
- ②情報提供者のお名前、住所、連絡先の個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。
- ③情報提供先は、登録番号 (ナンバー) の管轄する運輸支局へお願いします (迷惑黒煙情報提供連絡先一覧表を参考にしてください)。
- ④頂いた情報に関し、情報提供者の方への連絡及び個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

【迷惑黒煙車情報提供連絡先一覧表】

※ 迷惑黒煙車を確認した場合の情報提供先は、登録番号（ナンバー）の管轄する運輸支局へお願いします。

運輸局	運輸支局等担当	迷惑黒煙情報提供窓口 電話番号	情報提供 FAX送信先
北海道運輸局	札幌運輸支局 整備担当部門	011-731-7168	011-712-2406
	函館運輸支局 整備担当部門	0138-49-8864	0138-49-1042
	室蘭運輸支局 整備担当部門	0143-44-3013	0143-44-4019
	帯広運輸支局 整備担当部門	0155-33-3282	0155-36-2669
	釧路運輸支局 整備担当部門	0154-51-2523	0154-51-6523
	北見運輸支局 整備担当部門	0157-24-7633	0157-61-8248
	旭川運輸支局 整備担当部門	0166-51-5363	0166-51-5273
東北運輸局	宮城運輸支局 整備担当部門	022-235-2517 (ダイヤルイン2)	022-231-5377
	福島運輸支局 整備担当部門	024-546-0345 (ダイヤルイン2)	024-546-3756
	岩手運輸支局 整備担当部門	019-637-2912	019-639-1033
	青森運輸支局 整備担当部門	017-715-3320	017-724-0003
	山形運輸支局 整備担当部門	023-686-4711 (ダイヤルイン2)	023-686-4601
	秋田運輸支局 整備担当部門	018-863-5811 (ダイヤルイン2)	018-864-0250
関東運輸局	東京運輸支局 整備担当部門	03-3458-9231 (ダイヤルイン4)	03-3458-9783
	神奈川運輸支局 整備担当部門	045-939-6800 (ダイヤルイン4)	045-939-3006
	埼玉運輸支局 整備担当部門	048-624-1835 (ダイヤルイン2)	048-783-4190
	群馬運輸支局 整備担当部門	027-263-4440 (ダイヤルイン4)	027-261-0032
	千葉運輸支局 整備担当部門	043-242-7336 (ダイヤルイン3)	043-244-0760
	茨城運輸支局 整備担当部門	029-247-5348 (ダイヤルイン3)	029-248-4773
	栃木運輸支局 整備担当部門	028-658-6123	028-659-2416
	山梨運輸支局 整備担当部門	055-261-0882	055-263-1418
北陸信越運輸局	新潟運輸支局 整備担当部門	025-285-3125	025-285-0473
	長野運輸支局 整備担当部門	026-243-5525	026-259-4508
	富山運輸支局 整備担当部門	076-423-0892	076-423-5509
	石川運輸支局 整備担当部門	076-208-6000	076-208-6002
中部運輸局	愛知運輸支局 整備担当部門	052-351-5314	052-351-5318
	三重運輸支局 整備担当部門	059-234-8412	059-238-1302
	静岡運輸支局 整備担当部門	054-261-7622	054-262-4345
	岐阜運輸支局 整備担当部門	058-279-3715	058-270-1065
	福井運輸支局 整備担当部門	0776-34-1603	0776-34-2221
近畿運輸局	大阪運輸支局 整備担当部門	072-822-4374	072-822-3450
	京都運輸支局 整備担当部門	075-681-9764	075-681-1850
	奈良運輸支局 整備担当部門	0743-59-2153	0743-23-0020
	滋賀運輸支局 整備担当部門	077-585-7252	077-500-8085
	和歌山運輸支局 整備担当部門	073-422-2153	073-435-2099
神戸運輸監理部	兵庫陸運部 整備担当部門	078-453-1103	078-431-8761
中国運輸局	広島運輸支局 整備担当部門	082-233-9169	082-233-7752
	鳥取運輸支局 整備担当部門	0857-22-4110	0857-22-4115
	島根運輸支局 整備担当部門	0852-37-2138	0852-37-1340
	岡山運輸支局 整備担当部門	086-286-8155	086-286-8168
	山口運輸支局 整備担当部門	083-922-5398	083-928-9601
四国運輸局	香川運輸支局 整備担当部門	087-882-1355	087-882-4041
	徳島運輸支局 整備担当部門	088-641-4813	088-641-4820
	愛媛運輸支局 整備担当部門	089-956-1561	089-969-0556
	高知運輸支局 整備担当部門	088-866-7313	088-866-7315
九州運輸局	福岡運輸支局 整備担当部門	092-673-1196	092-673-1197
	大分運輸支局 整備担当部門	097-558-2577	097-558-2076
	長崎運輸支局 整備担当部門	095-839-4749	095-839-4804
	佐賀運輸支局 整備担当部門	0952-30-7274	0952-30-7279
	熊本運輸支局 整備担当部門	096-369-3130	096-369-3301
	宮崎運輸支局 整備担当部門	0985-51-3958	0985-51-3826
沖縄総合事務局	鹿児島運輸支局 整備担当部門	099-261-9194	099-261-9251
	陸運事務所 整備担当部門	098-875-0300	098-876-7233

警 告 書

〇 〇 〇 〇 殿

原 動 機 付 自 転 車 の 適 正 な 使 用 に つ い て

貴殿が使用する標識の番号「」の車両について、
年 月 日街頭検査を実施したところ、下に示すように道路運送車両の保安基準に不適合な箇所が確認されました。

つきましては、不適合箇所について、速やかに保安基準に適合するための必要な整備をするよう警告します。なお、道路運送車両法第100条第1項の規定に基づき、当該箇所の整備の結果について、別紙報告書により、下記の〇〇運輸支局検査・整備・保安部門まで報告願います。

不適合箇所

- 1.
- 2.
- 3.

〇〇運輸局〇〇運輸支局 検査・整備・保安部門

〒 - 住所

TEL - - FAX - -

〇〇運輸局〇〇運輸支局 検査・整備・保安部門 宛

下記について、報告します。

標 識 番 号			
使 用 者	氏 名		連 絡 先 電 話 番 号
	住 所		
整備を行った者の氏名又は 名称並びに住所			
<input type="checkbox"/> 整備が必要な箇所（完了したらレ点を入れてください）			
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
<p>道路運送車両法抜粋 （報告徴収及び立入検査） 第百条 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>（罰則） 第百十条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</u> ～ 略 ～ 三 <u>第百条第一項の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者</u></p>			

※ 報告については、FAX又は郵送で構いません。

注 意 喚 起

〇 〇 〇 〇 殿

加速走行騒音規制に対応する適正なマフラーの装着について

貴殿が使用する自動車登録番号(車両番号)「 」の車両について、
年 月 日街頭検査を実施したところ、装着されている交換用マフラーが加速走行騒音規制に適合するものであるか確認することができませんでした。

以下の自動車に備える交換用マフラーについては、使用過程において加速走行騒音を有効に防止するものでなければならないとして、構造・性能の要件が保安基準で定められており、この基準に適合しないマフラーを装着して公道走行することは違法となります。

- ① 平成22年4月1日以降に製作された自動車(乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トン超のものを除く。)及び原動機付自転車
- ② 平成28年10月1日以降に製作された自動車(乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トン超のもの。)

つきましては、速やかに装着されている交換用マフラーの基準適合性を確認していただき、基準不適合マフラー又は基準適合性が確認できないマフラーであった場合は、基準適合マフラーへ交換してください。なお、加速走行騒音の基準適合性は性能等確認済表示や試験成績書^{*}等により確認することができます。

※ 平成28年10月1日以降に製作された自動車に備えるマフラーであって、運行中に加速走行騒音を有効に防止することが明らかでないものは基準不適合となります。交換用マフラーに性能等確認済表示がなく、試験成績書をお持ちの方は、運行中に基準適合性の確認ができるように、今後は車検証等と一緒に携行するようお願いいたします。

国土交通省〇〇運輸局 〇〇運輸支局

(参考：不正改造に関する罰則)

不正改造車の使用者	…	整備命令の発令 →整備命令に従わない場合については50万円以下の罰金
不正改造を実施した者	…	6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

警 告 書

○ ○ ○ ○ 殿

特 種 用 途 自 動 車 の 適 正 な 使 用 に つ い て

貴殿が使用する自動車登録番号(車両番号)「 」の車両について、
年 月 日街頭検査を実施したところ、特種用途自動車として自動車検査証
の交付を受けた後、構造要件である設備、機材等を取外す等、特種用途自動車の構造
要件に適合していない状態で運行、使用している事実が判明しました。

自動車検査証の交付を受けた後に特種用途自動車として構造要件となる設備を改造
したり、取外した場合、自動車検査証の記載事項が変更されたこととなり、15日以内に
道路運送車両法第67条の記載事項の変更、構造等変更検査を受ける必要がありますの
で、速やかに所要の措置を講ずるよう警告します。

国土交通省○○運輸局 ○○運輸支局

警 告 書

〇 〇 〇 〇 殿

自 動 車 の 適 正 な 使 用 に つ い て

貴殿が使用する自動車登録番号(車両番号)「」の車両について、
年 月 日街頭検査を実施したところ、下記の事項について自動車検査証の記載事項と異なる状態で運行、使用している事実が判明しました。

自動車検査証の記載事項に変更があった場合には、15日以内に道路運送車両法第67条の記載事項の変更、構造等変更検査を受ける必要がありますので、速やかに所要の措置を講ずるよう警告します。

記

- 1.
- 2.
- 3.

国土交通省〇〇運輸局 〇〇運輸支局

道路運送車両法抜粋

(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)

第六十七条 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。(～略～)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない。

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

七 第二十九条第三項、第五十三条、第六十七条第三項（第七十一条第八項において準用する場合を含む。）又は第九十四条の四第四項の規定による命令に違反した者

道路運送車両法施行規則抜粋

(自動車検査証の記入の申請等)

第三十八条

8 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。

一 (略)

二 自動車の長さ、幅又は高さ

三 車体の形状

四 原動機の型式

五 燃料の種類

六 自家用又は事業用の別

七 用途

八 被牽引自動車にあつては、牽引自動車の車名又は型式

九 乗車定員又は最大積載量

十 牽引自動車にあつては、被牽引自動車の車名又は型式

整理番号

自主点検のお願い

貴方が使用されています、登録番号_____の自動車が
年 月 日に_____を
走行中、排気管からの排出ガスが著しく黒い状態であったと通報がありました。
つきましては、貴方の自動車の排出ガス低減性能が劣化している可能性がありますので、自主点検等をされるようご協力をご理解をお願いします。

※ 黒煙濃度については、目視上の通報となりますので法律上の不適合と断定はできませんが、空ぶかし等することにより他のディーゼル車と比べ著しく黒い黒煙を排出しているのか確認することができます。

なお、黒煙測定機器を使用し測定した結果不適合の場合、車検時には車検不合格、街頭検査時には整備命令の対象となります。

また、国土交通省では、健康等に被害を及ぼす浮遊粒子状物質（SPM）等の低減を図るため、街頭検査の強化、点検・整備の促進及びエコドライブのすすめ等を実施しています。

★ エコドライブ10のすすめ ★

- ①自分の燃費を把握しよう
- ②ふんわりアクセル「eスタート」
- ③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤エアコンの使用は適切に
- ⑥ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨不要な荷物はおろそう
- ⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

年 月 日

〒 住所

国土交通省 運輸局

運輸支局整備担当部門

電話 _____

「不正改造車を排除する運動」実施結果報告書(個票)

(団体名:)

1. 共通実施事項

1) 傘下会員・事業者に対する指導

--

2) 一般への広報

① マスメディアを活用した広報

(新聞、テレビ、ラジオ、雑誌 等)

--

② ポスターの掲示、チラシの配布等

・ポスターの配布・掲示

配布枚数 枚

主な配布先(可能な範囲で記載。例：会員整備工場 等)

--

・チラシの配布

配布枚数 枚

主な配布先(可能な範囲で記載。例：会員整備工場 等)

--

・団体HP・SNSへの掲載

・会報への掲載

掲載HP等名称	掲載期間	掲載誌名	掲載期間

2. 独自に実施した事項

--

3. その他

--

※ 各欄とも、必要に応じて適宜行の追加・拡張を行って記載して下さい。

「不正改造車を排除する運動」実施結果報告書(不正改造防止推進協議会関係集計表)

(別添5)

団体名	共通実施事項						独自に実施した事項	その他	
	傘下会員・事業者に対する指導	一般への広報							
		マスメディアを活用した広報	ポスター、チラシ等の配布等			HP等への掲載			
			配布先	枚数	部数	HP等名称			掲載期間
			ポスター	枚数		HP			
			配布先			・			
						SNS			
			チラシ	枚数		会報			
			配布先						
			ポスター	枚数		HP			
			配布先			・			
						SNS			
			チラシ	枚数		会報			
			配布先						
			ポスター	枚数		HP			
			配布先			・			
						SNS			
			チラシ	枚数		会報			
			配布先						
不正改造防止推進協議会			ポスター	合計	0	HP掲			
			チラシ	合計	0	会報掲載			